

「特別家賃支援給付金」に関するお知らせ 政府・給付金

政府は、新型コロナウイルスの影響で大幅な売上減少に見舞われた事業者に対し、最長6ヶ月間の家賃補助を行う「特別家賃支援給付金」を支給されます。飲食店や小売店の店舗に限らず事務所などの賃料も対象とされ、6月下旬からオンラインでの申請受付開始を目指し、調整が進められています。

対象事業者 テナント事業者のうち、中堅・中小企業、小規模事業者、個人事業主であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する方。

- ・いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ・連続する3ヶ月の売上が前年同月比で30%以上減少

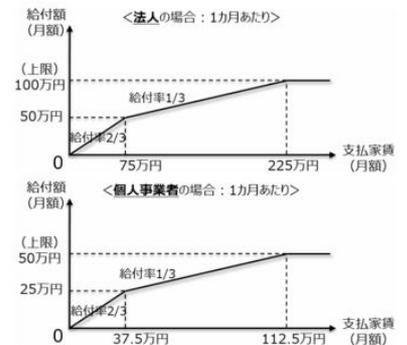
給付金額 6月分から最長6ヶ月間の家賃が対象。

- ・法人：月額上限額50万円(給付率：家賃の2/3)
 - ・個人事業主：月額上限額25万円(給付率：家賃の2/3)
- ※店舗が複数の場合など、特例措置あり。右記の図をご覧ください。
支払い家賃(月額)のうち給付上限額の1/3を給付する。

- ・法人：月額上限額100万円 ・個人事業主：月額上限額50万円

※申請を行う際には、賃貸契約書や売上減少を証明するための帳簿の準備が必要になる可能性が高いため、事前の準備をお進めください。

詳細が決まり次第、宇治商工会議所 Web ページ(<https://www.ujicci.or.jp/>)の新着情報に掲載いたします。



『宇治市事業者おうえん給付金』申請ください 6月15日締切

宇治市では、新型コロナウイルス感染症に対する独自支援制度として、飲食・小売・卸売業者を対象とした「宇治市事業者おうえん給付金」の申請受付を5月7日から開始されました。既に申請された方は、5月20日から順次支給されています。6月15日(月)が受付締切となりますので、対象事業者の方は、お早めに申請ください。

給付額 中小企業・団体：20万円、個人事業主：10万円

- 対象者**
1. 飲食業・小売業・飲食店や小売店に商品を卸している卸売業者
※休業・時短営業の有無や売上減少割合は問われません。
※市内に複数一般消費者対象店舗を有する場合、倍額を上限に支給されます。
 2. 上記以外で「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の対象となった事業者で4/25～5/6まで連続して要請に応じた方

申請締切 令和2年6月15日(月) ※当日消印有効です

問合わせ 宇治市産業振興課(TEL39-9621) 平日9:00～17:00

要項・申請方法必要書類など詳細は、宇治NEXTのWebページ(<https://www.city.ujii.kyoto.jp/site/ujinext/>)をご覧ください。

また、要項などは産業会館1階でも配架しています。

「事業再出発支援補助金」を創設 京都府・補助金

京都府では、5月20日に、新型コロナウイルス感染症対策に充てる5月補正予算案を発表されました。政府が示した「新しい生活様式」に対応する中小企業や個人事業主の取り組みを後押しする「事業再出発支援補助金」を創設されます。休業要請への協力の有無に問わず、申請が可能です。

対象事業 客席の間仕切りや横並びカウンター席の設置、来店予約システムの導入、マスク消毒液の購入など幅広い取り組みに対して

補助金額 上限額10万円(費用の全額補助)

詳細が決まり次第、宇治商工会議所 Web ページ(<https://www.ujicci.or.jp/>)の新着情報に掲載いたします。



所報
www.ujicci.or.jp
Chamber of Commerce & Industry

Webページには

- ☆ 県まつり 梵天渡御・露店の出店中止について
- ☆ 差別化や新事業展開による新たな価値の創造が重要…中小企業白書
- ☆ 中小企業雇用継続緊急支援センター開設…京都府
- ☆ 就労・奨学金返済一体型支援事業(補助金)…京都府

2020 **6** Monthly Contents

宇治商工会議所

〒611-0021 京都府宇治市宇治詰45-13
TEL0774-23-3101 FAX0774-24-6930

「持続化給付金」申請サポート会場 産業会館 1階に開設 政府・給付金

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる「持続化給付金」を支給されています。給付申請は「持続化給付金」ホームページから行いますが、Web申請が困難な方に対して、申請サポート会場が宇治市産業会館1階に開設されています。申請サポート会場では、土日も含めて、申請入力や証拠書類のスキャン等のサポートが行われますが、感染症拡大防止の観点から、利用するには、事前に「来訪予約」が必要となります。

申請期間 ～令和3年1月15日(金)

申請サポート会場 宇治市産業会館 1階 多目的ホール

申請サポート期間 ～令和2年7月31日(金)※延長される場合があります。

来訪予約 ①Web予約：<https://counter.jizokuka-kyufu.jp/JK-118>
②電話予約(自動ガイダンス24時間対応)：TEL0120-835-130
宇治会場番号「2603」をお伝えください。
③電話予約(オペレーター受付9:00～18:00)：TEL0570-077-866

給付上限額 法人：200万円、個人：100万円
※昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。

必要書類

- ①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え
 - ②売上減少となった月の売上台帳の写し
 - ③通帳写し(振込先口座情報の確認のため)
 - ④身分証明書写し(個人事業者の場合)
- ※スマホなどの写真画像でもOK
詳細は、持続化給付金Webページ(<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)をご覧ください。
問い合わせは、持続化給付金事業コールセンター(TEL0120-115-570)まで。

「特別定額給付金」申請書の郵送開始 政府・給付金

政府は、4月20日に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関する国の補正予算が成立したことを受け、新型コロナウイルスの感染を防止しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確な家計への支援を行うため、「特別定額給付金事業」を実施されています。

対象者 基準日(R2.4/27)に、宇治市の住民基本台帳に記録されている方

受給権者 受給対象者の属する世帯の世帯主
※原則、世帯全員分をまとめて世帯主に支給

給付額 対象者1人につき10万円

申請締切 令和2年8月31日(月)

支給方法 世帯主(申請者)名義の口座への振込

申請方法 郵送申請(宇治市から郵送する申請書に必要書類を添付して返送)
→5月27日頃から郵送で順次発送。
→支給開始は、6月中旬から予定されています。

問い合わせ 専用コールセンター(TEL0120-74-0774、平日9:00～17:00)
専用相談窓口 宇治市役所1階市民交流ロビー(平日9:00～17:00)

必要書類

- ①本人確認書類の写し
マイナンバーカード、運転免許書、健康保険証等の写し(いずれか一つ)
- ②振込先口座確認書類の写し
金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

※オンライン申請は、郵送申請に注力するため、一旦中止されています。

「宿泊施設向け感染防止支援等事業補助金」受付開始 京都府・補助金

京都府観光連盟及び京都府では、府内の100室未満の旅館又はホテルや1スペースが1000㎡以上の会議場を運営する事業者が、テレワークやサテライトオフィスの受け入れ体制を整備するための補助金制度を創設されました。

補助事業

- ①在宅勤務等支援：Wi-Fiの設置、テレワーク受け入れに係る広告宣伝費等
- ②感染防止支援事業：サーモグラフィー、非接触体温計、消毒液の購入費等

補助金額 上限額20万円(補助率2/3) ※①②合わせて上限額40万円

申請締切 令和2年6月30日(火)

詳細・申請は、京都府観光連盟のWebページ(<https://www.kyoto-kankou.or.jp/news/>)をご覧ください。

問い合わせは、京都府観光連盟(TEL075-411-9990)まで。

新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス対策マル経融資については、日本政策金融公庫で検索か、下記のQRコードからご覧ください。



持続化給付金については、中小企業庁で検索か、下記のQRコードからご覧ください。



経営支援員が補助金申請をサポート 経営支援

宇治商工会議所では、各種補助金の申請サポートをしていますので、申請を希望される事業者はお早めにご相談ください。

①小規模事業者持続化補助金

対象事業 小規模事業者が経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等による経営の持続化を図る事業。

対象経費 機械購入費、広告宣伝費、展示会出展費 等

補助金額 [一般型] 上限額 50万円(補助率 2/3)
[コロナ特別対応型]

上限額 100万円(事業内容により補助率 2/3 または 3/4)

申請締切 [一般型] 第3回 令和2年10月2日(金) ※当日消印有効
[コロナ特別対応型] 第3回 令和2年8月7日(金) 必着

②ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

対象事業 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・導入などを支援。

補助金額 [一般型] 上限額 1,000万円

小規模事業者(補助率 2/3)、中小企業(補助率 1/2)

[コロナ特別対応型] 上限額 100万円

(事業内容により補助率 2/3 または 3/4)

申請締切 第3回 令和2年8月3日(月) 17時

③サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金

対象事業 テレワークに必要なハードウェア(パソコン、タブレット端末等)のレンタル費用や、ITツールの導入費用等を支援する事業。

補助金額 [一般型] 上限額 30万~450万円(補助率 1/2)

[コロナ特別対応型] 上限額 30万~450万

(事業内容により補助率 2/3 または 3/4)

申請締切 第3回 令和2年6月12日(金) 17時

第4回 令和2年6月26日(金) 17時

コロナ特別対応型とは

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、設けられました。

申請には補助経費の6分の1以上がコロナ対策に係る取り組みである事が要件となっています。

①②の補助金は、ガイドライン等に沿った感染防止対策の投資に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠(事業再開枠)を上乗せされる「事業再開枠」を創設されました。

②③の補助金は、補助金申請システム「Jグランツ」による電子申請受付となります。「Jグランツ」は、Webページ(<https://jgrants.go.jp/>)をご覧ください。

※締切は複数回設定されます

企業グループ支援「助け合いの輪」推進事業補助金 京都府・補助金

京都府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新たな需要の開拓への取り組みや感染症の更なる拡大を防ぐ取り組みを行う中小企業者の、共同による新たなチャレンジ(事業)に必要な経費の一部を支援する「新型コロナウイルス対策企業等緊急応援(企業グループ支援「助け合いの輪」推進)事業補助金」の公募が行われています。

対象者 共同で新たな取り組みを行う2人以上の事業者による中小企業グループ(京都府内に主たる事務所等を有する者に限る)

- ・中小企業社等：中小企業者、NPO法人など
- ・組合：事業協同組合、企業組合、協業組合、LLPなど

対象期間 原則として補助金交付決定日から令和2年12月31日

補助金額 20万円×事業所数+事業者数に応じた額※(補助率 2/3以内)

補助上限 1グループ最大 500万円

申請締切 令和2年8月31日(月)

問合わせ 公益財団法人京都産業21(TEL075-315-8590)

詳細・申請は、京都産業21のWebページ(https://www.ki21.jp/kobo/r2/corona_hojyokin/20200507/)をご覧ください。

※事業者数に応じて加算
2~4事業者 10万円、
5~9事業者 50万円、
10事業者以上 100万円

新型コロナウイルス感染症に関する「業種別の感染防止対策ガイドライン」について発表されました。下記QRコードをご覧ください。



経済産業省のHPでは、新型コロナウイルス感染症関連による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を案内されています。経済産業省で検索か、下記のQRコードからご覧ください。



京都府休業要請対象事業者支援給付金

6月15日締切

京都府では、施設の使用制限(休業)等の要請にご協力された府内中小企業・個人事業主に対して「京都府休業要請対象事業者支援給付金」を支給されています。まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請ください。

対象者

次の全ての要件を満たす方

1. 京都府内に事業所を有する中小企業・団体及び個人事業主
2. 緊急事態措置を実施する以前(4月17日(金)以前)に開業し、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営している者
3. 緊急事態措置の全ての期間(4月18日(土)～5月6日(水))の内、遅くとも4月25日(土)午前0時から5月6日(水)まで連続して、京都府の要請等に応じ休業等の対応を実施した者
4. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者また、上記の暴力団員等が経営に事実上参画していない者

詳細は、京都府の Web ページ (<https://www.pref.kyoto.jp/>) をご覧ください。

要項などは産業会館1階でも配架しています。

給付額

中小企業・団体20万円、個人事業主10万円

京都府内の複数の施設で休止等の対応をされた場合でも支給額は同じ。

申請締切

令和2年6月15日(月) ※当日消印有効です。

問い合わせ

京都府緊急事態措置コールセンター(TEL075-706-1300)

源泉所得税の納付相談を実施します

税 務

従業員の給与に係る源泉所得税は、事業主が徴収し、給与を支払った月の翌月10日までに税務署に納付する必要があります。ただし従業員が常時10人未満で“納期の特例”を受けている事業所は、半期ごとの納付となります。

納期の特例による、2020年1月～6月分の給与に係る源泉所得税の納付期限は、7月10日(金)です。宇治商工会議所では、源泉所得税の納付相談を下記の日程で行います。お電話で予約した上、ご来所ください。

新たに源泉所得税の納期特例の申請を希望される方や、青色申告の承認申請などをご希望の方も、ご相談ください。

開催期間 6月11日(木)～7月9日(木) 10:00～17:00 ※土・日を除く

開催場所 宇治商工会議所

持参品 所得税源泉徴収簿・扶養控除等申告書・納付書

問い合わせは、宇治商工会議所(TEL23-3101)まで。

検定試験中止のお知らせ

6・7月開催

6月・7月開催の以下の検定試験は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

- ・第48回カラーコーディネーター検定試験 (6/7 施行)
- ・第155回簿記検定試験 (6/14 施行)
- ・第47回ビジネス実務法務検定試験 (6/21 施行)
- ・第11回ビジネスマネジャー検定試験 (6/27 施行)
- ・第219回珠算検定試験 (6/28 施行)
- ・第86回リテールマーケティング検定試験 (7/11 施行)

受験者の皆様ならびに関係者の皆様にはご迷惑ご面倒をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

宇治商工会議所の Web ページには、新着情報を掲載しております。宇治商工会議所で検索か、下記のQRコードからご覧ください。

